

旭区地域自立支援協議会高齢・障がい部会設置要綱

(設置)

第1条 旭区地域自立支援協議会に高齢・障がい部会(以下「部会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本部会は、地域における障がい者福祉と高齢者福祉の相互連携を図り、その連携を強化し、高齢化に伴う問題解決のための協議の場として設置する。

(所掌事務)

第3条 部会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 老障世帯に対する支援に関すること
- (2) 障がい福祉サービスから介護保険へのスムーズな移行に向けた取り組み
- (3) 障がい福祉サービスと介護保険の相互理解のための取り組み
- (4) 情勢・制度に関わる研修
- (5) その他部会で必要とする事項

(組織)

第4条 部会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 旭区障がい者相談支援センター
 - (2) 旭区内指定特定相談支援事業所
 - (3) 旭区地域自立支援協議会委員
 - (4) 北部地域障がい者就業・生活支援センター
 - (5) 旭区内地域包括支援センター
 - (6) 居宅介護支援事業所連絡会
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、部会長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、その再任を妨げない。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会には、部会長及び副部会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し議事その他の会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、部会の会議内容を、旭区地域自立支援協議会へ適宜報告しなければならない。

(関係者の出席)

第7条 部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、旭区保健福祉センター福祉課（地域福祉）において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。